

# 賃貸借契約書（案）

賃借人 魚沼市長（以下「発注者」という。）と賃貸人（以下「受注者」という。）とは、次の条項により大型除雪機の賃貸借契約を締結する。

## 記

### （賃貸借物件）

第1条 受注者は、次の物件（以下「賃貸借物件」という。）を賃貸し、発注者はこれを賃借する。

契約番号及び件名	令8長単管借第1号 本庁舎大型除雪機R8リース
台数	1台
メーカー	
型式	
機体番号	

### （用途）

第2条 発注者は、第1条に掲げる賃貸借物件を市有施設の除雪に使用するものとする。

### （賃貸借期間）

第3条 賃貸借の期間は、令和8年12月1日から令和13年11月30日までとする。

### （賃貸借料）

第4条 賃貸借物件の賃貸借料は、月額 円（うち消費税及び地方消費税額 円）とする。ただし、賃貸借期間中に1月未満の端数を生じたときは、日割り計算とする。

- 賃貸借料は、賃貸借物件に対する公租公課の変動及びその他の経済情勢の変動等やむを得ない事情があると認められるときは、発注者受注者協議のうえこれを変更することができる。
- 第1項の賃貸借料の支払いは月払いとし、各月の検査合格後、適法な請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

### （賃貸借料に含まれる費用等）

第5条 賃貸借料は、機種代金（搬入・設置・動作確認の費用を含む）とし、対象物件について、リース期間中、盗難、火災、破損、水濡れその他の偶発の事故により当該物件が滅失又は毀損した場合に備え、十分な補償額を有する動産総合保険、又はこれに準ずる損害保険を付保する。なお、点検及び消耗品類交換などの保守対応は含まない。

### （点検整備）

第6条 受注者は、貸付前に受注者の責任において賃貸借物件の点検を行い、良好な状態で引き渡すものとする。

### （賃貸借物件に関わる経費）

第7条 賃貸借物件の使用における必要な経費（点検費用、消耗品費、燃料代、賠償責任保険）については発注者の負担とする。

### （契約の解除又は変更）

第8条 本件は、魚沼市長期継続契約とする契約を定める条例本則第5号に規定する長期継続契約であるため、契約締結日の属する年度の翌年度以降において本契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合、契約を変更又は解除することができる。

- 発注者又は受注者は、相手方が本契約に違反した場合、催告なく通知により本契約を解除することができるものとする。

(事故等の措置)

第9条 発注者が、賃貸借期間中に人身及び物損事故を起こした場合、発注者が賃貸借物件及び損害賠償に全責任を負い、その措置にあたる。

ただし、受注者は賃貸借物件の所有者として、発注者にできる限りの協力をする。

(物件の返還)

第10条 発注者は、賃貸借物件を現状のまま返還することができ、撤去については受注者の責任・費用負担により行う。

ただし、返還された賃貸借物件に通常の使用による損耗以上の損傷があり、発注者受注者協議のうえ修繕が必要と判断された場合は、発注者の責任によって賃貸借物件の修繕を行う。

(信義則)

第11条 発注者受注者両者は、信義を重んじ誠実にこの契約を履行しなければならない。

(疑義等の決定)

第12条 この契約に定めのない事項について疑義が生じた場合は、発注者受注者協議のうえ定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、発注者受注者両者記名押印のうえ各自それぞれ1通を保有する。

この契約が、契約内容を記録した電磁的記録（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第5項の規定による措置を講じたものに限る。）により作成した場合において、この契約に施された電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定するものをいう。）に付与されたタイムスタンプ（時刻認証業務の認定に関する規程（令和3年総務省告示第146号）第2条第1項に規定するものをいう。）の時刻情報が記載の締結の日以後のときにあつては同日に遡って効力を生ずるものとする。

令和 年 月 日

発注者 住所 新潟県魚沼市小出島910番地  
氏名 魚沼市長 内田 幹夫

受注者 住所  
氏名